平成２７年（フ）第２８９８号
東京都中野区弥生町４丁目34―14―402
破産者　佐脇ゆかり
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０８４号
東京都杉並区南荻窪２丁目24―16
破産者　後藤　秀敏
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０９３号
埼玉県三郷市笹塚26番地
破産者　有限会社ファースト・クリーン
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３０９４号
埼玉県三郷市上口１丁目54―１　コーポローザンヌＣ―７
破産者　小倉　一夫
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１２１号
東京都清瀬市松山２丁目15―５―302
破産者　鈴木　竜介
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１７１号
埼玉県春日部市下蛭田237―７
破産者　新谷　松憲
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１９０号
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸3000―155
破産者　長田　信雄
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４３１号
東京都青梅市野上町３丁目９―１　霞台第２住宅　17号棟　410
破産者　白石　時弘
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４５５号
東京都昭島市緑町２丁目15―１―201
破産者　佐藤　龍二
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５４２号
東京都板橋区大原町41番12―501号
破産者　株式会社Ｓｏｒｏ
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５６０号
東京都足立区東和４丁目２―６―101
破産者　小原　康公
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６２８号
神奈川県横浜市港北区菊名２丁目９―14―203
破産者　佐藤　匡志
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６３６号
埼玉県さいたま市桜区町谷４丁目12番３号502
破産者　株式会社上総介商店
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１１７号
東京都中野区東中野１―51―13―402、商業登記簿上の本店所在地東京都中野区東中野４丁目４番５―709号
破産者　株式会社ソルト
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１１８号
千葉県松戸市常盤平５丁目12―15―303
破産者　塩入志津子
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１３９号
東京都板橋区高島平８丁目９―３　ロカ18
破産者　加藤　和弘
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１６０号
東京都千代田区三崎町２丁目９番６号
破産者　株式会社アイ企画
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１６１号
埼玉県飯能市大字中居30―205、開始決定時の住所埼玉県川越市伊勢原町２丁目29―15
破産者　島田　　繁
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２０２号
東京都日野市大坂上３丁目20番地の10
破産者　アイマティック株式会社
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２０４号
東京都千代田区外神田３丁目８番９号　昌徳ビル７階、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区外神田３丁目８番９号
破産者　株式会社インジェンス
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２０５号
東京都江戸川区小松川１―５―８　セーラ小松川８号602、住民票上の住所茨城県守谷市百合ケ丘３丁目2784―27―201
破産者　宮木　清貴
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４２１４号
東京都品川区荏原７丁目８―８―305、開始決定時の住所東京都品川区西五反田５丁目30―19―407
破産者　羽住まり子（旧姓神子）
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部